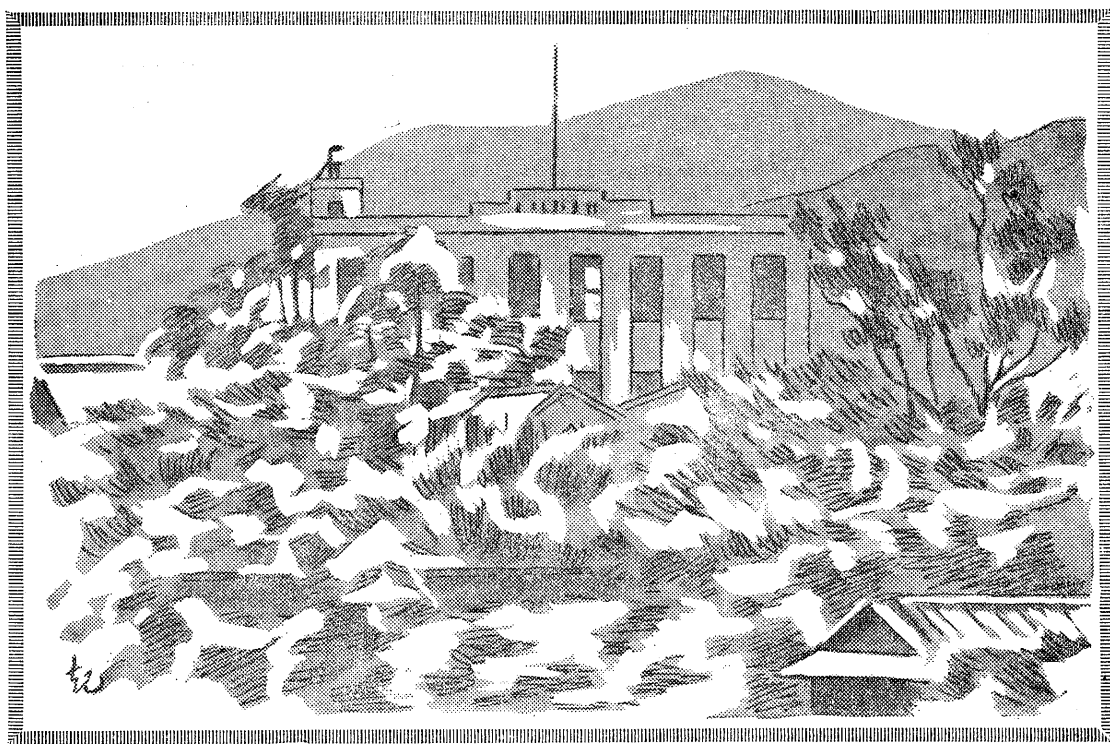


あしや



伊藤立己画

No. 18

芦屋市弘報

1951年

6 月 號



★定例市議会

(五月十二日)

私
今回あらすも当市の助役を拜命致しまして責任の重大なる事を感じて居ります。生来淺学微力で御座います... 御鞭撻を御願ひ申し上げます。

就任に際しまして

助役 内海清

私
今に徹せしめる事を考えて居ります。即ち真に市民の公僕として、親切丁寧な事務を敏速に然も能率的に処理して行く様に、吏員を指導して参り度いと考えて居ります。

- 第一に吏員の信賞必罰を明にする事でありま。即ち事務を刷新致しまして綱紀を肅正し、正直な者が馬鹿を見ない様に致して参り度いと考えて居ります。
第三は市民の皆様に接する機会を、出来るだけ多く持ち度いと考えて居ります。...

★総務文教委員会

(五月二十一日)

★企画建設委員会

(五月二十四日)

- 右の通り選任された。
選挙第5号 臨時出納立会人選挙の件、次の三氏が選出された。岡本義雄、久野嘉兵衛、川越清
選挙第6号 都市計画兵庫地方審議会委員選挙の件...

市 告 示

市告示第28号(五月十二日)

五月十二日日本市議会の議決を経て本年年度特別会計競争事業費追加更正予算の要領は左の通りである。

- 第一款 入場料 二二五、〇〇〇円
第二款 勝者投票券発売金 三九、〇〇〇、〇〇〇円
第三款 雑収入 一五一、二〇〇円
第四款 歳出 二、一〇九、九三三円
第五款 雑収入 一五一、二〇〇円
第六款 歳入 二、二五〇、〇〇〇円
第七款 雑費 二〇〇、〇〇〇円
第八款 事務費 二二二、六八八円
第九款 繰入金 一一六、八七九円
第十款 予備費 一、五〇〇、〇〇〇円
第十一款 追加計三九、三七六、二〇〇円
市告示第29号(五月十四日)

- 専決第9号 市立小中学校災害復旧費起債の件処分書 右目的に充てるため金六十万円を預金部その他から借入れるものである。
専決第10号 水害復興土木事業費負担金起債の件処分書 右目的に充てるため金五十五万円を預金部その他から借入れるものである。
専決第11号 二十五年年度市一般会計追加更正予算(第十二号)三十五万円の追加額(以上承認)

- 置条例中改正の件 これは従来の建設委員会を企画建設委員会に改め又各委員の定数七名を七名乃至八名に改めるもの。(可決)
★臨時市議会 (五月二十五日)
議案第44号 助役選任について同意を求むる件
議案第45号 寄附採納の件 これは二十五年年度教育費として武田茂外五一人から金二、三三三、三〇〇〇円の寄附願出があつたのでこれを採納しようとするもの。(可決)
議案第46号 市税条例中改正の件(可決)
議案第47号 一般会計追加予算(第一号) 追加額六、四二一、一〇〇円(可決)
報告監第5号 廿六年三月份例月出納検査結果報告書
報告監第6号 四月分例月出納検査結果報告書

諭 令

内海 清

市議会の同意を得て五月廿五日市議会に御座います。...

市教育委員会だより

★第六回臨時会

(四月二十九日)

議案第4号 市教育委員会教育長給与に関する事。(可決)

議案第5号 市立中小学校幼稚園の校園医委嘱に関する事。(可決)

議案第6号 社会教育委員欠員につき補充委員委嘱の事。(可決)

★五月定例会(五月二十日)

一、議案

第7号 市教育委員会委員長選挙(保留)

第8号 教育費寄附金採納の件昭和二十五年に於て武田茂外一七名から教育費として金二、三三五、三〇〇円の寄附申出があつたので寄附採納を願うため市長へ送付する案。(可決)

第9号 精道中学校、宮川小学校の位置変更について。(可決)

第10号 精道中学校、宮川小学校向校内の市道を学校々地に編入せんとする案。(可決)

第11号 市立小中学校々舎改造並びに給食室、便所新築工事案。(可決)

第12号 本年度教育費追加予算(第一回)案、主として海水浴場関係である。(可決)

第13号 本年度市教育委員会施政重点並びに主要行事予定について。(保留)

施政の重点として挙げるものは

- 1 教育指導の刷新強化
- 2 健康教育の振興
- 3 学校、図書館等教育施設の整備充実
- 4 市民教育の普及徹底
- 5 教育予算の確保と執行の合理的民主化

又留意すべき点として

- 1 委員会制度の徹底的研究に力めて教権の確立を図ること。
- 2 芦屋国際文化住宅都市建設法の実現に積極的に協力する。
- 3 教育独善に陥ることを戒め、全市の行財政と調和を保つて市勢の総合的發展に尽力する
- 4 教育文化の振興は、芦屋市政の伝統的重点であるのでこれを十分發揮すること。
- 5 一般事務及び教務の民主化と能率化を図り時宜を失せず教育効果をあげることに努む

第14号 関西学生ボクシングリーグ戦開催の件。山手体育場で十九日、廿六日、六月二日の三日間、開学、開大、同大、立命大出場、経費五二、四〇〇円(可決)

二、協議事項

- 1 建設資金特別謝礼(廿六年度)抽せん並びに支払方法について(承認)
- 2 完全給食費について(承認)
- 3 報告事項

- 1 近畿二府四県地方教育委員会連絡協議会創立並びに協議会の状況について(了承)
- 2 全国モデルスクール理事会の状況について(了承)
- 3 県下教育長会議について(了承)
- 4 国語研究会について(了承)
- 5 市立岩園小学校職員採用について(了承)
- 6 事務局職員採用について(了承)

★第七回臨時会

(五月三十一日)

議案第7号(前回保留分) 教育委員会委員長選挙の事、松木兼吉氏を選出

議案第7号の一 同副委員長選挙の事、——鈴木龜太郎氏を選出

議案第15号 市海水浴場新築工事の件(可決)

★六月定例会(六月八日)

一、前回会議録の報告及び承認

二、議案

第13号 継続審議(保留)

第16号 市職員定数条例中改正条例について、これは養護婦二名を一名増加するもの(可決)

第17号 本年度教育費追加更正予算見積書(第二回)金二、四五四、三二五円の追加案(可決)

第18号 市立山手中学校整地工事の一部施工業者変更について(可決)

三、協議事項

- 1 完全給食継続の見通しに伴う給食室建設態度決定のこと、諸般の客観的情勢について賛否区々なるによつて、近くPTAを通じて与論調査を施行することとなつた。
- 2 本年度教育施設建設計画について(了承)
- 3 全国地方教育委員会連絡会発会式(六月十四日川崎市)並びに全国教育委員会連絡協議会総会(十五日東京都)出席について(保留)
- 四、報告事項
- 一 行事予定について(了承)

五月十四日日本市議会の議決を経て市議会常任委員会及び特別委員会設置条例中改正条例を次の通り定める。

芦屋市条例第八号

市議会常任委員会及び特別委員会設置条例中改正条例

第三条中「総務文教、民生経済、警察消防、建設」中建設を企画建設に改める。

第四条中「七名」を「七名乃至八名」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

○市告示第30号(五月十八日) 左記事件につき五月二十五日市役所に臨時市議会を招集する

記

- 一、助役選任について同意を求めの件
- 一、寄附採納の件
- 一、市税条例中改正の件

件

一、本年度一般会計追加予算の件

○市告示第31号(五月二十五日) 五月二十五日日本市議会の議決を経て市税条例の一部を改正する条例の件である。(別記)

○市告示第32号(五月二十五日) 五月二十五日日本市議会の議決を経て本年度市一般会計追加予算の要綱は左の通りである。

第一款 市税

五、九〇一、一〇〇円

第二款 使用料及び手数料

四三〇、〇〇〇

第三款 雑収入

九〇、〇〇〇

第四款 歳入

六、四二一、一〇〇

第五款 歳出

四、五六五、〇〇〇

第六款 教育費

一、八五六、一〇〇

第七款 追加計

六、四二一、一〇〇

○市告示第33号(五月十二日) 五月十二日日本市議会の議決を経て市議会中改正規則を左記の通り定める。

規則第二号

芦屋市議会々議規則中改正規則

第十一条 市長の次に「教育委員会委員、監査委員」を加える。

第三十三条 議案請願陳情の次に「並びに教育委員会所管の財務に関する事」を入れる

第三十六条 建設の上へ「企画」を加え委員会の次に「市長室、企画調査課並びに」を入れる。

第十五、三十八、三十九、四十一、四十二の各条は削除されたものであるからこれ等の条を抹消し以下の条はそれぞれ繰上げる。

芦屋市議会中改正規則中「市会」とあるはすべて「市議会」と改める。

附則

この規則は議決の日からこれに議行する。

市教育委員会告示

○告示第2号(五月十七日) 市教育委員会五月定例会を左の通り招集する。

日時 五月二十日午後一時

場所 市教育委員会委員室

議案①市教育委員会委員長選挙の事

②教育費寄附金採納について

③精道中学校、宮川小学校の位置変更について

④精道中学校、宮川小学校向校内の道路廢道処分について

⑤各小中学校校舎改造並びに給食室、便所新築工事について

⑥本年度教育費追加予算見積書について

⑦本年度市教育委員会施設重点並びに主要行事予定について

○告示第3号(五月二十一日) 市立宮川小学校、精道中学校の位置変更について

○告示第4号(五月二十八日) 教育委員会第七回臨時会を左の通り招集する。

日時 五月三十一日午後五時

場所 教育委員会委員室

議案 五月定例会提出議案の継続審議

○告示第5号(六月五日) 市教育委員会六月定例会を左の通り招集する。

市教育委員会告示

日時 六月八日午後五時

場所 教育委員会委員室

議案 ①議案第13号の継続審議

②市職員定数条例中改正条例について

③本年度教育費追加更正予算見積書について

④本年度教育費追加更正予算見積書に於ける各候補者の選挙運動費用の収支の報告要旨第一回分を別冊の通り公表する(略)

○告示第36号(五月二十五日) 同右第二回分を別冊の通り公表する。(略)

○告示第37号(五月二十日) 政治資金規正法第十二条の規定に基く収支報告書の要旨公表に関する件

右規定に基き提出された政党、協会その他の団体の収支報告の要旨は次の通り。(略)

○告示第12号(五月廿五日) 道路交通取締法第二十条及び道路交通取締令第二十七条の規定により芦屋市警察管内の徐行区域を次の通り定める。

芦屋市大原町二〇八番地先 宮

選挙管理委員会告示

○告示第35号(五月十七日) 四月二十三日執行の市議会議員選挙に於ける各候補者の選挙運動費用の収支の報告要旨第一回分を別冊の通り公表する(略)

○告示第36号(五月二十五日) 同右第二回分を別冊の通り公表する。(略)

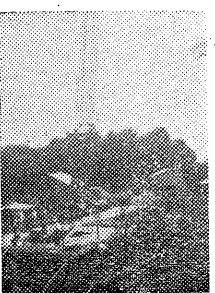
○告示第37号(五月二十日) 政治資金規正法第十二条の規定に基く収支報告書の要旨公表に関する件

右規定に基き提出された政党、協会その他の団体の収支報告の要旨は次の通り。(略)

市公安委員会告示

○告示第12号(五月廿五日) 道路交通取締法第二十条及び道路交通取締令第二十七条の規定により芦屋市警察管内の徐行区域を次の通り定める。

芦屋市大原町二〇八番地先 宮



工事中の山手中学



芦屋読書人クラブの總會

市立図書館の外郭協力団体として不断の努力を続けてきた芦屋読書人クラブは五月廿七日午後二時から市役所で第二回總會を開きました。参集会員数十名、議長に竹村精小校長を推して議事に入り、先づ前年度事業及び決算報告、規約の変更、役員改選、新年度の事業計画及予算案の決定等、又新役員を代表して佐々木清次氏や図書館長武市洋氏の挨拶があつて閉会、アトラク

このクラブは五月廿七日午後二時から市役所で第二回總會を開きました。参集会員数十名、議長に竹村精小校長を推して議事に入り、先づ前年度事業及び決算報告、規約の変更、役員改選、新年度の事業計画及予算案の決定等、又新役員を代表して佐々木清次氏や図書館長武市洋氏の挨拶があつて閉会、アトラク

ンの手品に興じて散会したのち六時でした。

新代表は佐々木清次氏、常任委員は竹村越三、武市洋、村上那雄、伊藤秀三、早野二郎、多木長勝の諸氏、外に幹事が十五名まじりました。

さて本クラブは昨年五月に発足してより順調な發展を遂げ、会員も現在約四百人に達する盛況で、又その主目的である図書購入数も三月末で百四十冊となりました。

今このクラブの目的を摘記すると

- 1 会員希望の図書を購入して閲覧し、六ヶ月後にはこれを市立図書館に寄贈する。
- 2 市立図書館蔵書の帯出の便を計る。
- 3 会員蔵書の貸借や交換を世話する。
- 4 講演会、研究会、講習会、座談会等を開く。
- 5 その他必要と認められた事業を行う等であり

又入会希望者は会費六ヶ月分三〇円(学生は三ヶ月分百円)を市立図書館事務所へ前納することになっております。

どうか同好の皆さん、このクラブの趣旨に賛同して下さいませ。一人でも多く御加入のほどを希望します。

農業委員会委員の選挙

今回農業委員会法の制定に伴い本年七月二十日本市の農業委員会委員の選挙が行われます。今簡単にその選挙について説明いたします。

一、市農業委員会委員の定数は十五名(選挙以外の選任によるものを除く)

二、選挙権と被選挙権
市内に住所を有する次に掲げるもので年令二十才以上のもの。

A 一反歩以上の農地について耕作の業務を営む者。
B 右の者の同居の親族又はその配偶者。(その耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に達しないと認められる者を除く)

三、選挙人名簿について
本年度は次の日程によつて選挙人名簿の調製をいたします

項目 調製日程
調製現在期日 昭二六、六、六、
一人から農業委員会へ申請書の提出

昭二六、六、五まで
(本年度は農地委員会へ)
農業委員会から選管へ
昭二六、六、二〇まで
(同右)

調製期限 昭二六、七、一まで
縦覧期間 自昭二六、七、二
異議申立期間 右期間中
異議の決定期限

確定期日 昭二六、七、一五
選挙期日 昭二六、七、二〇

四、選挙の執行

選挙は七月二十日に芦屋市選挙管理委員会が執行します。この選挙は公職選挙法の規定が少なからず準用されています。

投票、開票等についてもこれまでの選挙と同様に執行されます。

五、立候補届出

期間は六月三十日(告示の日)から七月十日まで、他人を推薦届出することもできません。但し選挙管理委員会の委員その他選挙事務関係者、並に特定の公務員は立候補できません。

六、選挙運動
(a)期間は立候補してから七月十日(選挙期日の前日)まで
(b)選挙事務所二ヶ所の届出を要します。
(c)選挙運動を禁止されるもの。

選挙事務関係者及び特定公務員は選挙運動を禁止されています。教育者の地位利用の選挙運動の禁止、戸別訪問はこの範囲内まで差支えないか、これらについて公職選挙法の規定が準用されています。

候補者は公営施設を使用して個人演説会の開催をすることができません。
公の建物、交通機関の鉄道地内、療養施設等の特定の建物施設においてはどんな名義であつても選挙運動のため演説を行うことができません。

選挙期日後の挨拶行為は制限されています。
その他選挙運動については市長市会議員選挙等によるような制限は大体においてありません。

尚詳細は市選挙管理委員会にお問合せ願います。(選管)

農業委員会とは?

農民の代表機関として従来の農業関係委員会(農地委員会、農業調整委員会、農産改良委員会)の機能を統合して農業委員会を設け、農業に関する問題を総合的に処理し併せて組織の簡素化を図るため、農業委員会法が昭和二十六年三月三十一日施行となりました。その概要は次

の通りであります。

①委員会の性格
イ執行機関としての役割。
ロ諮問機関としての役割。

②委員会の設置
イ市町村、及び都道府県に設置。

ロその他市町村農業委員会代表者会議を招集出来る。

③委員会の組織
イ会長 ○市町村委員互選
○府県知事
ロ委員 ○公選による委員十五名。

他に市町村長若しくは知事の選任する委員五名。

ハ任期二年。

ニ兼職禁止 市町村委員と府県委員は兼務禁止。

④委員会所掌事務
A 執行機関として
イ農地関係法に基づきこと
ロ農地の利用関係の争議防止、交換合、農地事情改善。
B 諮問機関として
イ農業関係の総合計画を樹立し、市町村長の諮問に答申し、又は建議する。
ロ農業に関する試験研究及び普及事業運営。
ハ食糧の供出につき「食糧の政府買入数量指示に関する法律」(未成立)に

依る市町村長の諮問機関となる予定。

⑤その他
イ委員会は公開とする。
ロ委員会は所掌事務遂行上必要あるときは、関係人の出頭要求、報告書の徴集、土地への立入調査の権限を認める。

ハ委員が農民の不信を買うに至つたときは、農民によるリコールを認める。
(経済課農務係)

★地区弘報委員会開く

六月十六日地区弘報委員会が開かれた。午前中は打出公会堂で宮川、岩園両校区、午後は本庁議場で精道、山手両校区の地域委員多数参集され又市側からは助役以下が列席、久保委員長の司会で終始熱心な討議がなされた。弘報誌のあり方、回覧法、常任委員会毎月開催の件、町別委員会をできる丈もつ様にする事等を相談した。尚「弘報委員連絡書」が各委員の手もとに預けてありますから、皆様は市政に関し何か御希望やお気付きの点があれば事の大小に拘らず、それにしたためて当方まで御申し聞け下さるよう希望いたします。
(弘報係)

い さ 下 力 協 御 水 節

夏が又近づいて参りました。毎年夏になると当市の上水道は危機に見舞われます。時間給水を行つたり断水一歩前という状態に立到るのが常であります。

芦屋市が発展の一路を辿り人口を急激に増加しつつあるのは真に慶賀に堪えぬ所であり、一方これに伴う水道の供給能力の増強、即ち水源の拡充の面に於て施行困難のため、立ち遅れ例年水不足に悩まされる実情であります。

今年の夏の給水状態は如何と申しますと、六麓地区は幸いにして昨秋以来厳寒にかけて大々的に施工した貯水池漏水防止工事が、神井建設の誠実な協力により去る五月十日に完成した結果、夏季の需要を賄い得る予定ができました。然し乍ら本水道(六麓地区を除く全区域へ給水)の方は赤信号でその対策に今から苦慮している有様でありまして、どうしても市民各位特に家庭婦人の皆様に御協力を願うより外ないのがあります。

水道の實情

水道課

昨年ややはり全市時間給水の態勢を整え準備していたのですが、順調な降雨により一部を除いて漸く免れることが出来たのであります。今年は昨年に較べると学校やアパートや住宅が続きと建ち使用水量も非常に増加して居り、長期天気予報によると今夏の降雨はとて楽観出来そうもありません。大抵衛生的に最も大切な夏季に於て節水を要望するなどということは甚だ

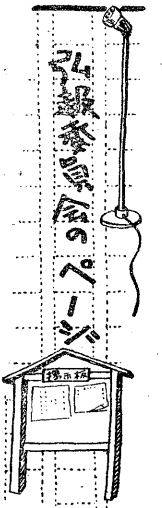
重点的に扱ひ真夏に備えたいと思ひまして、道路面や消火栓などの漏水調査を始めると共に、職工の手の許す限り速急に工事を行い、又御家庭の給水栓水洩れに対してはパッキングの無料取替を実施する計画であります。何分にも限られた人員のため従来とも御迷惑をかけた向きもありましたので今後更に陣容を拡充していただき出来るだけ市民の皆様にご満足いただけるよう

不本意な事ですが、断水の場合を考えると現状に於ては改善の策を行うより外、仕方がないのではありません。勿論こういう事態に對して市当局は決して成行きに任せているものではありません。水道課員全力をあげて給配水工事、修繕工事、並に漏水防止工事に努力すると共に一層完全な上水を送る為に進駐軍の指示に従い浄水場の管理に注意して、特に今後は管末漏水防止を

う委任致したい念願であります。市民の方に於れましても道路その他漏水個所の発見或いは通知、連絡に御協力下さると共に、給水栓の水洩れは早目に修繕を御申付け願います。又、御希望なり御注意があればお聞かせ下さい。

さて、ここで少しく市水道の将来についてお話しします。先づ不足量の水を確保するのに消極的な方法として前記漏水防止工事の強化があり、積極的な方法として

(課長 木村信忠)



芦屋市弘報委員 會の新發足

民主国家確立の根幹である地方自治を發展させるため一層深く市民各層に對して地方自治の全般についての認識と関心を促すことは今日の急務であります。このためには直接市民の間に民主主義に則つた末端の地域組織をうち立てることが大切です。さういつた趣旨の下に市は従来の弘報委員会を整備再編して新しい要求に應ずる民主的団体としての性格をもたせることとしたのであります。そのための方策としてさきに委員数を増員し、次いで弘報委員会規程を改正したのであつて、かようにして新しい性格を帯びるようになった弘報委員会の今後の運営は偏に民主主義にもとづく委員会自身の自主的活動にまたなければなりません。

よつて、市と市民との連絡機關として弘報委員会が再編された。これは民主主義の原則によつた新しい意義をもつ自主的団体であつて、今後は市役所と市民とは一層密接に提携して、自治の認識を高め、市政に協力していただきたい旨の話があり、ついで改正された委員会規程の説明を行いその同意を得た。次いで委員長の選出に當つては先づ選衡委員に福井隆敏(南宮)、山村久右衛門(浜芦屋)久保平兵衛(東芦屋)、朝比奈嘉太郎(岩園)、久保田辰彦(東山)、永井庄太郎(津知)の六氏を指名してその選出を一任した所、委員長に久保平兵衛氏が選ばれ、又副委員長には山村久右衛門氏が委員長から推薦された。新しい事業計画については改めて協議することとしてこの會議を閉じたような次第であります。

よつて推薦されたもの若干名
二、団体代表として青年団、婦人会、PTAその他各種協力団体の代表者
三、一般學識経験者
第五條 委員会に常任委員を置く
第六條 委員長は前条第一号にあつては、委員の中から各町ごとに一人の常任委員を選定する。第二号及び第三号にあつては、委員の全部を常任委員とする。

よつて推薦されたもの若干名
二、団体代表として青年団、婦人会、PTAその他各種協力団体の代表者
三、一般學識経験者
第五條 委員会に常任委員を置く
第六條 委員長は前条第一号にあつては、委員の中から各町ごとに一人の常任委員を選定する。第二号及び第三号にあつては、委員の全部を常任委員とする。

の事務をつかさどる。副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代理する。
(任期)
第八條 第四條第一号及び第三号の委員の任期は一年とし、第二号の委員の任期はその職務の在任期間とする。但しいづれも重任することができ、委員長及び副委員長の任期はその職務の在任期間とする。
(會議)
第九條 會議は總會、常任委員会及び部門委員会に分ち、各會議とも隨時必要のあるときは委員長が招集する。すべて會議は公開とし、報告、研究、討論等によつて連絡協議する。會議には必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。

よつて、市と市民との連絡機關として弘報委員会が再編された。これは民主主義の原則によつた新しい意義をもつ自主的団体であつて、今後は市役所と市民とは一層密接に提携して、自治の認識を高め、市政に協力していただきたい旨の話があり、ついで改正された委員会規程の説明を行いその同意を得た。次いで委員長の選出に當つては先づ選衡委員に福井隆敏(南宮)、山村久右衛門(浜芦屋)久保平兵衛(東芦屋)、朝比奈嘉太郎(岩園)、久保田辰彦(東山)、永井庄太郎(津知)の六氏を指名してその選出を一任した所、委員長に久保平兵衛氏が選ばれ、又副委員長には山村久右衛門氏が委員長から推薦された。新しい事業計画については改めて協議することとしてこの會議を閉じたような次第であります。

よつて推薦されたもの若干名
二、団体代表として青年団、婦人会、PTAその他各種協力団体の代表者
三、一般學識経験者
第五條 委員会に常任委員を置く
第六條 委員長は前条第一号にあつては、委員の中から各町ごとに一人の常任委員を選定する。第二号及び第三号にあつては、委員の全部を常任委員とする。

よつて推薦されたもの若干名
二、団体代表として青年団、婦人会、PTAその他各種協力団体の代表者
三、一般學識経験者
第五條 委員会に常任委員を置く
第六條 委員長は前条第一号にあつては、委員の中から各町ごとに一人の常任委員を選定する。第二号及び第三号にあつては、委員の全部を常任委員とする。

の事務をつかさどる。副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代理する。
(任期)
第八條 第四條第一号及び第三号の委員の任期は一年とし、第二号の委員の任期はその職務の在任期間とする。但しいづれも重任することができ、委員長及び副委員長の任期はその職務の在任期間とする。
(會議)
第九條 會議は總會、常任委員会及び部門委員会に分ち、各會議とも隨時必要のあるときは委員長が招集する。すべて會議は公開とし、報告、研究、討論等によつて連絡協議する。會議には必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。

☆弘報委員名簿

(昭和廿六年六月)
○印は常任委員

六麓荘町七一	○森田 英一	四四	瓦林 寛次	一六五	乾 利兵衛	一三八	中野 正平	一三五	朝比奈嘉太郎	一六五	永持 敏	一六五	入山 龜太郎	七〇	極楽寺 武次郎	朝日ヶ丘町二六三	○木下 治三郎	二四〇	野田 進	二四〇	久保田 辰彦	七八	篠 鹿一	一九八	三好 長次	二〇八	山口 夫佐子	一二四	山本 学一	翠ヶ丘町一九六	○村上 松之助	一四〇	林 憐一	親玉塚町二〇	竹下 辰四郎	六八	齊木 道久	三三	木村 ちよの	大原町五二	○山中 安子	二〇三	川崎 栄	一八四	山本 栄二	一八四	赤塚 清子	三	○三田谷 啓	五六	京極 敬止	九〇	小南 安太郎	上宮川町三一	○杉本 義晴		
春日町七	○阪口 淳	五八	西田治郎兵衛	一〇六	的場 循治	八六	山村嘉右衛門	一一九	天王寺谷精三	三	山本 武信	九一	○松山 夏子	三	○松木 安子	宮塚町九五	○大江 就三	九六	片山 忠次郎	九六	清水 芳了	八六	常田 吉次郎	六七	○松本 正治	七一	村上 富二	南宮町一四二	○福井 隆敏	五六	大野 憲治	鳥津 日出栄	一七〇	久田 寅藏	一六三	原 政太郎	若宮町五三	○由良 與一	六七	竹内 久之	四	水谷 千春	浜町一〇七	○田村 諭	一五五	原田 綾子	一五五	乾 新太郎	久保田 正雄	西蔵町八	○仲井 博二	八四	荻野 貞子	八四	小島 七郎	宮川町一九	○林 三夫
一五	木村 泰三	二八	森田 貞二	二八	高瀬 毅	四〇	森田 喜美	五二	久我 芳江	四八	鶴 秀茂	八〇	山村 真一	七〇	野田 三龜生	竹園町七九	○龍野 浩二	八六	原田 謙一	三三	村瀬 統一	二	○小野 君女	七八	伊藤 信	二	矢島 文子	○山村久右衛門	一	山村 豊成	早野 二郎	六六	曾野 伊喜余	三崎 嘉久治	五	江原 市郎	五八	○田中 貫三	一七	竹内 安太郎	八二	稲畑 勝之助	業平町三	上田 喜平	六〇	村 上 喜藏	四二	嶋雄 光治	二二	野田 清一郎	二〇	○好村 大三郎					
一五	増田 稻三郎	七六	志賀 秋夫	二七	寺東 金二	二七	○石本 政市	二一	龜山 晋一	五二	田頭 規矩一	四〇	山村 精郎	五	橋本 金三郎	山手町一三	○西川 道夫	五五	下条 小野衛門	五九	高砂 長兵衛	一四三	石田 寛	七六	○小井 栄三郎	一四三	藤原 敬造	○久保平兵衛	六六	江藤 喜一	千谷 利三	八八	西沢 竜三	二七	上田 りつ	二七	伊藤 秀三	七五	磯井 伴二郎	一〇〇	寺下 岩次郎	一〇〇	○伊藤 継郎	八四	松代 鍋種	八四	猿丸 弁治	○玉井 丞									
五二	細野 政義	七六	内藤 庫治	四九	中島 忠四郎	二四	能治 太郎	六七	原田 精市	二五二	田中 勝雄	七六	西尾 一子	三	三原 憲治	月若町二	○長谷川 クニ	六五	森川 弘子	四一	植田 勢鼓	一一	○大原 いさ子	二七	中村 貞子	二七	沢村 農子	○荒島 幾藏	三三	田中 作之助	八	小島 秋実	八	○河本 友治	三五	福岡 基次	三五	中川 実三	八二	平井 昇二	五八	○永井 庄太郎	八〇	永井 健夫	九五	古藪 茂春	○荻原 孝一										

芦屋市の事業所の数は？

企畫調査課調査統計係

農林水産業（法人を除く）並びに公務以外の全産業にわたつて、地域別、産業別、規模別等の事業所及び従業者の分布並びにその活動の状態を明らかにし、我が国産業経済活動の実態を把握する為と、事業所名鑑の作成の目的で、来る七月一日午前零時現在で昭和二十六年事業所統計調査が実施されます。

一、事業所とは

この調査では、「事業所」とは経済的又は文化的活動（以下「事業」といふ）の行われている一定の場所をいふと定義されている。従つて事業所は一定の場所であることと、その場所が経済的又は文化的活動が行われていることが事業所としての要件となる。

「一定の場所」とはその場所の存在する位置とその占める区域とが一定していること、従つてここにいう場所とは土地と一体をなして存在する設備（これを場所的設備といふ）に於いて（即ち建物その他の施設を指す）ものと解すべきです。通例、工場、銀行、会社、商店、事務所、

病院、神社、寺院、学校、旅館等のようなものです。行商人、流しの鑄かけ屋、こゝろの傘直し等は、場所的設備がないからこの調査では事業所としては取扱わないことになる。

次に「事業の行われている」ということは「仕事」がなされている」といつてもよいが、このことから、事業所には当然に従業者がなければならぬのである。即ち常勤、非常勤や臨時、常用や有給、無給や問はず、又業主でも家族従業者でも何等かの事業所の仕事に従事する者が必ず一人以上なければならぬわけだ。従つて従業者の側から見れば数種の事業所に兼務している場合は、それぞれ事業所の従業者として重複して計上されることとなります。

二、調査されないもの

この調査では前述の定義に該当する事業所であつても、凡てを調査するのではない。調査から除外されるものを挙げれば「農業」「林業及び狩猟業」「漁業」「漁業及び水産養殖業」に

該当するもの。

「公務」に該当するもの。

八場所的設備が恒久的でないもの。例えば、露店商、出店、路上の靴磨等

二 法人以外の事業所であつて休業中のもの。

三 官営並びに連合国軍或は外国政府の直営するもの。

三、結び

前述の通り、昭和二十六年事業所統計調査については、簡単な説明をしましたが、「調査されないもの」の項に於て述べたものの中にも例外がありますので、七月一日より各事業所に、実際に調査員が参上して種々質問や説明を致しますから何卒宜しく御願ひ致します。

事業所統計調査を行うに際し市内全事業所の皆様に対して、紙上を借りて御協力下さいませ御願ひ致します。

「一定の場所」とはその場所の存在する位置とその占める区域とが一定していること、従つてここにいう場所とは土地と一体をなして存在する設備（これを場所的設備といふ）に於いて（即ち建物その他の施設を指す）ものと解すべきです。通例、工場、銀行、会社、商店、事務所、

「市民税が變ります」

五月二十五日の市会が条例が改正されて今年度の市民税は次のようになります。

1 均等割は三百円

2 所得割の課税標準は昨年度の所得税額を標準とする。

3 災害、病氣など特別の事情のある

「市民税が變ります」

五月二十五日の市会が条例が改正されて今年度の市民税は次のようになります。

1 均等割は三百円

2 所得割の課税標準は昨年度の所得税額を標準とする。

3 災害、病氣など特別の事情のある

「市民税が變ります」

五月二十五日の市会が条例が改正されて今年度の市民税は次のようになります。

1 均等割は三百円

2 所得割の課税標準は昨年度の所得税額を標準とする。

3 災害、病氣など特別の事情のある

「抽せん會」

市立学校復旧建設資金の寄附に對し本年度特別謝礼の抽せん會が五月廿八日議場で開かれ一等一万円六千六百、二等四千七百、三等千二百等をきめました。賞金は所属各PTAから一括して当せん者に支払われます。（教委）

「抽せん會」

市立学校復旧建設資金の寄附に對し本年度特別謝礼の抽せん會が五月廿八日議場で開かれ一等一万円六千六百、二等四千七百、三等千二百等をきめました。賞金は所属各PTAから一括して当せん者に支払われます。（教委）

「抽せん會」

市立学校復旧建設資金の寄附に對し本年度特別謝礼の抽せん會が五月廿八日議場で開かれ一等一万円六千六百、二等四千七百、三等千二百等をきめました。賞金は所属各PTAから一括して当せん者に支払われます。（教委）

「抽せん會」

市立学校復旧建設資金の寄附に對し本年度特別謝礼の抽せん會が五月廿八日議場で開かれ一等一万円六千六百、二等四千七百、三等千二百等をきめました。賞金は所属各PTAから一括して当せん者に支払われます。（教委）

住用村、竜郷村、笠利村、喜界村、早町村、亀津村、東天城村、天城村、伊仙村、和泊村、知名村、与論村、十島村（但し口之島、臥蛇島、平島、中之島、悪石島、諏訪ノ瀬島、宝島の七島のみ）

註 十島村のうち硫黄島、竹島、黒島の三島は、現に十島村として鹿児島県の行政区域に属する。

十島村役場所所在地 鹿児島市築町（戸籍課）

名、教委賞五名等を決めた。

審査員井上覺造畫伯の選評

今年の傾向はマチス、ピカン、サロンドー等の影響を多分にうけていて、モダンアートが主流をなしている。そして一般に昨年より作品の水準が上がっているのが看取される。兎に角京阪各地からの応募の多かつたのは、もつてわが市展の權威の認められている証左であらう（教委）

「海水浴場の賣店」

芦屋海水浴場の売店の経営を希望される向は左記要領を了承の上申込み下さい。

1 店舗は間口六間奥行二間六戸並列

2 使用料は一戸六万円前納のこと

3 業種は飲食店、物品販売店、但し脱衣場を兼営すること

詳細は市教育委員会事務局できいて下さい。

（教委、文化課）

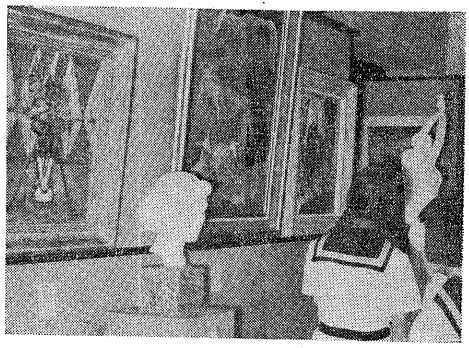
「自治委員の誕生」

市職員の素質向上、綱紀肅正、能率増進等を狙つて市役所に「市職員自治委員会」が生まれました。秘書課長を委員長とし各階層から計十人の委員が互選され毎月一回以上会合することになっています。（秘書課）

「口腔衛生週間」

六月一日より七日まで一週間皆さんの「歯の健康を護る」色々の催しが行われました。即ち一日歯の健康をたたる日、二日母子衛生の日、三日乳歯保護の日、四日歯予防の日、五日不正咬合予防の日、六日歯槽膿瘍予防の日、七日歯の働きに感謝する日

このように日か決めて、市、市教委、保健所、歯科医師会が共催で、口腔衛生思想の普及のため宣伝車の巡回、宣伝ビラの配布、放送を始め、



「市美術展ひらく」

第四回市美術展（会期六月十日ー十五日）の応募作品は県下はもとより京阪方面からも搬入あり、計三五百点に上つた。六月八日その審査が行われた結果、洋画七〇、日本画六、彫刻一四、工芸二八、写真二〇、計一三八点が入選、更にその中から美術協会賞土田民子（洋画）市長賞東定美（洋画）八田信也（写真）大西金之助（工芸）その他市会議長賞三

「市美術展ひらく」

第四回市美術展（会期六月十日ー十五日）の応募作品は県下はもとより京阪方面からも搬入あり、計三五百点に上つた。六月八日その審査が行われた結果、洋画七〇、日本画六、彫刻一四、工芸二八、写真二〇、計一三八点が入選、更にその中から美術協会賞土田民子（洋画）市長賞東定美（洋画）八田信也（写真）大西金之助（工芸）その他市会議長賞三

「市美術展ひらく」

第四回市美術展（会期六月十日ー十五日）の応募作品は県下はもとより京阪方面からも搬入あり、計三五百点に上つた。六月八日その審査が行われた結果、洋画七〇、日本画六、彫刻一四、工芸二八、写真二〇、計一三八点が入選、更にその中から美術協会賞土田民子（洋画）市長賞東定美（洋画）八田信也（写真）大西金之助（工芸）その他市会議長賞三

「市美術展ひらく」

第四回市美術展（会期六月十日ー十五日）の応募作品は県下はもとより京阪方面からも搬入あり、計三五百点に上つた。六月八日その審査が行われた結果、洋画七〇、日本画六、彫刻一四、工芸二八、写真二〇、計一三八点が入選、更にその中から美術協会賞土田民子（洋画）市長賞東定美（洋画）八田信也（写真）大西金之助（工芸）その他市会議長賞三

（5月）

20日 教委5月定例会

21日 総務文教委員会

24日 企画建設委員会

25日 臨時市議会

（6月）

1日 口腔衛生週間（7日まで）

5日 第5回県下弘報事務連絡協議会（洲本市）

6日 失業対策特委。企画建設委員会

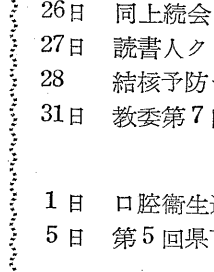
7日 近畿市長会（和歌山市）。県営アパート入居受付

8日 県下市議会事務局長会（洲本市）。民生経済委員会

9日 総務文教委員会。外資導入特委

16日 県下市長会（豊岡市）。弘報委員会（打出公会堂、本庁）

18日 第2回戦災都市連盟協議会（弘教会館）



郷土史話

芦屋の古墳

故福原会下山人橋

芦屋の地には古代文化人の古墳が頗る多くあつた。高座の滝の下手、鷹尾城の西麓に在つた古墳などは随分偉大な築造であつたが、滝の道を作る際にこの古墳の石を火薬で爆発させたので、根底から顛覆して仕舞つたが支室の底の土器類が粉な微塵になつて散乱していた中に一種異様な土器を拾得した人があつた。それは丁度一升徳利に糸底のついた口の所に径七寸程の皿をつけた様な器である。至極堅い焼き物でこれに緑色の釉を斑にかけてある。その釉が中底に滴り溜まつた所があるのが頗る美しく見える。この土器は如何なる用に供せられたものかは不明で余り他に類品を見ないもののである。鷹尾城跡の東麓に二箇所石槨の露出している古墳があつた。里人はこれをコンコン塚と呼んでいたが何の意味か判らない。多分完全な古墳の様に中はウツロなので狐の巢にもなつていたのでコンコン塚と

いた。コンコン塚の西の平地の松原から川を隔てて三条村の竹藪の中へかけて無数の古墳があつた。ずつと下手の畑地の辺は鷹尾城全盛の時代に館などがあつたと見えて用水池として存してをるのが空濠の遺物である。最近この辺を開拓した人の話によると婦人の髪挿や文鎮の類を掘り出した。又刀や槍の穂先きなど見出したとの事である。鳥塚というのも一種の古墳と見えるがこの塚は里人が崇りを恐れて塚上の一草一木さえも手に触れなかつたものであるが近年他所の人が塚の附近を開拓して鳥塚もその形状を失つてゐる。この塚については面白い習慣があつた。何でも旧正月の何日かであるが芦屋の里の子供達が集つて(山の神のサイデンボウ)といふことを唱えて以前芦屋川の川上で盛大にやつていた水車精米所へ行き米を集めて来る。この米を粉にして団子を作り汁にする。団子汁が煮える頃、子供

の一人は裸体跣足で鳥の身振をして飛び出し、鳥塚の廻りを三度廻つて帰つて来ると、団子汁の中から団子を引き上げて釜の上さましてをく。それを口に咬えて又鳥の身振りをして鳥塚まで飛んで行つてその塚に供えて帰る。これがこの日の儀式で、この式が済んでから団子汁をたらふく喰うといふ会であつた。随分珍妙な慣行であつたが、さて里人の古老の語るには、この鳥の真似をするものが正月の寒天に裸で行くのだが決してその時は寒いとは感じない。又跣足である山道をば夢中に飛んで行くのに、踏み抜きの怪我すらするものがなかつたのは不思議であつたと。これに類した慣習は随分地方に残つてゐることも少なくないが、これは畢竟、山の神を祭るといふ古代の遺風である。しかし鳥塚そのものは矢張り古墳の一種の形式を備えてゐるから、この芦屋の地に早くから生息していた所謂、山守部などの古墳ではあるまいかと思われ。芦屋の古墳の中には煉瓦で石槨を築いた珍らしい形式のものもあるし凝灰岩製の石槨なども発見せられてゐるのである。要するに時代に遠ざかる程古墳は高地部に多いことはこの芦屋丈でも十分証拠立ててをる所である。

各学校で歯に関する研究会、児童の歯の検査等々を実施しました。又市内の各歯科医院で無料相談に応じ、六月五日午後一時からは宮川小学校講堂で「講演と映画の会」を開きました。市民の皆さんは何卒此の一週間に限らず常に口腔の衛生に注意されて、身体のごにも故障のない文化人として何時も健康で働いて戴きたいものと思ひます。

文化芦屋に輝く良い歯(衛生課)

★銀輪は輝く

去る五月十六日より六日間、西宮競輪場で開幕された芦屋市営競輪は西宮競輪場開設以来の、又関西に於ける発売成績のレコードを作つて無事二十一日終了しました。(事業課)

日	発売金額	入場人員
第1日	34,171,100円	12,343人
2	37,362,600	11,748
3	39,716,000	11,974
4	27,668,900	8,331
5	40,267,100	13,849
6	31,633,200	9,173
計	210,819,900	67,418

★商工會議所の問題

商工會議所を設けようとする氣運が高まつて来て五月三十日市役所でその協議会が開かれました。問題は維持経営にあるので先づ市に予算計上を交渉すること、又設立準備委員会を作ること、それには商店街連合会、工業会、観光協会等から委員を選出すること等を申し合せました。

◎主な内容

就任に際しまして(助役) 2
市議会のごき 2
告示 2
教育委員会だより 2
読書人クラブ總會 2
農業委員の選挙 2
水道の実情 2
弘報委員会のページ 2
事業所の数は? 2
庁内短信 2
芦屋の古墳 2

た。

★米飯提供業者の登録について

(経済課)

○飲食営業臨時規整法は四月三十日限り失効となつて今後、米飯の提供を営業しようとする者は「米飯提供業者」の登録を受けて頂かねばなりませんので次の点を留意の上所定の手續をして下さい。

○登録票交付申請の手續

米飯の提供を業とする者、又はしようとする者は営業所毎に業務開始前十五日まで(旧飲食営業臨時規整法の許可を受けた者のうち、該当者は昭和二十六年五月末日まで)に登録書交付申請書に兵庫県手数料規則の定める手数料を添えて市経済課に提供して下さい。

○申請書の様式その他申請について不審な点は、市経済課に問合せ下さい。(経済課)